

## 予算第18号議案

### 令和6年度神戸市水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                                       |                   |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量                              | 167,798,000立方メートル |
| 一日平均給水量                               | 459,720立方メートル     |
| (2) 給水戸(箇所)数                          | 826,638戸(箇所)      |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 |                   |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 水道事業収益	39,073,348千円
第1項 営業収益	34,824,719千円
第2項 営業外収益	4,020,458千円
第3項 特別利益	228,171千円

#### 支 出

第1款 水道事業費	35,655,016千円
第1項 営業費用	34,840,046千円
第2項 営業外費用	771,043千円
第3項 特別損失	13,927千円
第4項 予備費	30,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,903,866千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。 )。

## 収 入

第1款	資 本 的 収 入	11,490,647千円
第1項	企 業 債	6,800,000千円
第2項	工 事 負 担 金	903,940千円
第3項	国 庫 補 助 金	447,581千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	8,352千円
第5項	一 般 会 計 繰 入 金	447,177千円
第6項	基 金 収 入	23,289千円
第7項	基 金 繰 入 金	2,548,917千円
第8項	貸 付 金 返 還 金	14,373千円
第9項	雑 収 入	297,018千円

## 支 出

第1款	資 本 的 支 出	23,394,513千円
第1項	建 設 改 良 費	21,182,982千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,767,674千円
第3項	貸 付 金	14,373千円
第4項	投 資	23,289千円
第5項	繰 出 金	306,195千円
第6項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設新設・取替・改良工事 (令和6年度)	令和6～8年度	16,500,000千円
上ヶ原浄水場再整備 (令和6年度)	令和6～23年度	13,622,000千円
奥畑妙法寺連絡管整備 (令和6年度)	令和6～9年度	4,409,080千円
水道料金徴収関連業務 (令和6年度)	令和6～11年度	2,823,571千円
千苧浄水場2系ろ過池更新事業 (令和6年度)	令和6～10年度	1,403,600千円
口座振替取扱金融機関手数料等 (令和6年度)	令和6～15年度	406,917千円
水道施設維持管理業務 (令和6年度)	令和6～9年度	87,880千円

給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和6年度)	令和6～15年度	40,710千円
管路情報管理に係る検討業務 (令和6年度)	令和6～7年度	40,480千円
給水装置工事電話相談委託 (令和6年度)	令和6～7年度	5,280千円
土地借上料 (令和6年度)	令和6～7年度	2,005千円
土地借上料 (令和6年度)	令和6～10年度	1,040千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	6,800,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,707千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 7,806,444	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事、板宿ずい道配水池漏水補修工事等
配水管整備 増強工事	9,223,965	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～900ミリメートル 延長 40.3キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	373,465	団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	3,779,108	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
<b>合計</b>	<b>21,182,982</b>	